

○中央区立男女平等センター条例施行規則

平成五年四月二十三日

規則第二十七号

中央区立男女平等センター条例施行規則

(題名改正〔令和五年規則一八号〕)

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区立男女平等センター条例（平成五年三月中央区条例第三号。以下「条例」という。）第十一条第二項及び第十七条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成九年規則九号・一七年三九号・令和五年一八号〕)

(利用時間の区分)

第二条 条例第三条第一項第一号の施設（以下「研修室等」という。）の利用時間の区分は、次のとおりとする。

利用区分	午前	午後	夜間	全日
利用時間	午前九時から正午 まで	午後一時から午後 五時まで	午後六時から午後 九時まで	午前九時から午後 九時まで

(利用時間)

第三条 条例第五条第一項及び前条の利用時間には、準備に要する時間及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(抽選等による利用の予約)

第四条 条例第六条の規定により研修室等を貸切りにより利用しようとする登録団体（区長が別に定める手続により登録した団体をいう。以下同じ。）は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月（以下「利用月」という。）の二月前の一（その日が休館日に当たるときは直近において到来する休館日でない日）に、口頭により区長に利用の予約（第五条の二第一項に規定する利用の手続を行う前に、当該手続を後日行うことを前提に利用の申込みをすることをいう。以下同じ。）に係る抽選の申込みをすることができる。

- 2 区長は、前項の申込みがあったときは、抽選を行い、その結果の順位に従い、利用予定者を決定する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、登録団体が、準備に相当期間を要する使用目的で研修室等を貸切りにより利用する場合にあっては、年度内二回までの利用に限り、利用日の属する

六月前の一日から区長に利用の予約を申し込むことができる。

4 区長は、前項の申込みがあったときは、先着順により利用予定者として決定する。

(一部改正〔平成九年規則九号・一八年一号・三〇年四〇号・令和六年五二号〕)

(空室利用の予約等)

第五条 前条第二項及び第四項の規定による利用予定者の決定後、なお、空室がある場合において、研修室等を貸切りにより利用しようとするものは、登録団体にあつては同条第二項の規定による利用予定者の決定後から、研修室を集会施設として利用するもの(以下「集会施設利用者」という。)にあつては利用月の前月の二日から、中央区公共施設予約システム(同システムの利用者端末、パーソナルコンピュータ又は携帯電話により、インターネット等の通信回線を使用して区長が別に指定する施設の利用の予約等に関する事務を処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。)又は口頭により、区長に利用の予約を申し込むことができる。この場合において、口頭による申込みにあつては、最初の日が休館日に当たるときは、当該最初の日は直近において到来する休館日でない日とする。

2 区長は、前項の規定による申込みがあったときは、先着順により利用予定者として決定する。

(追加〔平成一八年規則七七号〕、一部改正〔令和五年規則一八号・六年五二号〕)

(貸切り利用の手続)

第五条の二 条例第七条の規定により研修室等の貸切り利用の承認を受けようとする者(第四条第二項及び第四項並びに前条第二項の利用予定者を含む。)は、別記第一号様式による申込書(以下「申込書」という。)を区長に提出しなければならない。ただし、予約システムにより利用の予約をした者にあつては、申込書の提出は、口頭による申込みに代えることができる。

2 前項に規定する申込みは、次の各号に掲げる日から行うことができる。ただし、区が利用する場合は、この限りでない。

一 登録団体については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

イ 第四条第四項の規定により利用予定者として決定を受けた場合 利用月の六月前の一(その日が休館日に当たるときは、直近において到来する休館日でない日。ロ及び次号において同じ。)

ロ イに掲げる場合以外の場合 利用月の二月前の一

二 集会施設利用者については、利用月の前月の二日

(追加〔令和六年規則五二号〕)

(ワークルールの貸切り利用区分)

第五条の三 区長は、登録団体にワークルールの二分の一を貸切り利用させることができる。

(追加〔令和六年規則五二号〕)

(貸切り利用の承認)

第五条の四 区長は、第五条の二第一項に規定する申込みがあったときは、先着順により利用を承認する。ただし、利用の申込みが同時にあった場合の承認は、抽選による。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、第四条第二項及び第四項並びに第五条第二項の利用予定者からの申込みがあったときは、当該申込みが他の申込みに先着したものとみなして利用の承認をする。

3 区長は、前二項の規定により利用を承認したときは、別記第二号様式による承認書(以下「承認書」という。)を交付する。

(追加〔令和六年規則五二号〕)

(承認書の提示)

第六条 前条第三項の規定により承認書の交付を受けた者(以下「承認利用者」という。)は、研修室等の利用に際し、承認書を提示しなければならない。

(一部改正〔平成一七年規則三九号・一八年七七号・令和六年五二号〕)

(使用料の額)

第六条の二 条例第十一条の規定による使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(追加〔平成九年規則九号〕、一部改正〔平成一八年規則一号〕)

(使用料の減免)

第六条の三 条例第十一条の二の規定による使用料の減額又は免除の基準は、次のとおりとする。

- 一 公共団体又は公益社団法人、公益財団法人若しくは公共的団体が公用又は公共用に供するために利用するとき。 免除
- 二 公益社団法人、公益財団法人又は公共的団体がその事業のために利用するとき。 百分の五十相当額を減額
- 三 登録団体が利用するとき。 百分の七十相当額を減額

2 前項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する。

3 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、第五条の二第一項

に規定する申込みの際、申込書に減免に係る事項を記載し、区長に提出しなければならない。

(追加〔平成九年規則九号〕、一部改正〔平成一八年規則一号・二一年一一号・令和六年五二号〕)

(使用料の還付)

第六条の四 条例第十一条の三ただし書並びに第十四条第三号及び第四号の規定により承認利用者が研修室を利用できなかったときは、次に定めるところにより使用料を還付する。

一 利用開始前又は利用時間の三分の一を経過しないとき。 全額

二 利用時間の三分の二を経過しないとき。 百分の五十相当額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記第二号の二様式による請求書に承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

(追加〔平成九年規則九号〕、一部改正〔平成三〇年規則四〇号・令和五年五六号・六年五二号〕)

(不来場者への対応)

第六条の五 利用予定者は、利用の予約をした利用時間の区分(次項第二号において「利用区分」という。)の終了時間までに来場せず、第五条の四第二項の規定による承認を受けなかった場合は、第五条第一項の規定にかかわらず、別に定める期間に限り、予約システムを利用することができない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により予約システムを利用することができない者が、当該利用をすることができない期間に、第四条第一項に規定する抽選の申込みをし、又は口頭により同条第三項若しくは第五条第一項の規定による申込みをし、利用予定者としての決定(以下「特例利用決定」という。)を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する期間内に申込書を区長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

一 特例利用決定を受けた日の翌日から起算して七日(休館日を除く。次号において同じ。)以内

二 前号の規定にかかわらず、利用日当日が特例利用決定を受けた日の翌日から起算して七日以内のときは、利用区分の終了時間まで

3 特例利用決定を受けた者が、第四条第一項に規定する抽選の申込みをした場合並びに口頭により同条第三項及び第五条第一項の規定による申込みをした場合で、前項に規定する期間内に利用の承認を受けなかったときは、当該利用の予約を辞退したものとみなす。

4 第一項の規定は、特例利用決定を受けた者が、第四条第一項に規定する抽選の申込みを

した場合並びに口頭により同条第三項及び第五条第一項の規定による申込みをした場合で、第二項に規定する期間内に利用の承認を受けなかったときについて準用する。この場合において、第一項中「利用の予約をした利用時間の区分（次項第二号において「利用区分」という。）の終了時間まで」とあるのは「次項各号に定める期間内」と読み替えるものとする。

（追加〔令和六年規則五二号〕）

（利用承認の取消し等）

第七条 区長は、条例第十四条の規定により利用を停止させ、又は利用の承認を取り消したときは、別記第三号様式による利用停止・承認取消通知書を承認利用者に交付するものとする。

2 承認利用者は、その利用の承認の取消しを受けようとするときは、口頭により区長に申請するとともに、承認書を区長に提出しなければならない。

（附帯設備の使用）

第八条 中央区立男女平等センター（以下「男女平等センター」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、男女平等センターの視聴覚機器その他の附帯設備を、男女平等センターの外に持ち出してはならない。

（一部改正〔平成一八年規則七七号・令和五年一八号・六年五二号〕）

（原状回復）

第九条 利用者は、条例第十五条の規定により利用の終了した施設及び附帯設備を原状に回復したときは、当該職員に申し出てその点検を受けなければならない。

（利用者の義務）

第十条 利用者は、男女平等センターの利用について当該職員の指示に従わなければならない。

（一部改正〔令和五年規則一八号〕）

（細部施行）

第十一条 条例及びこの規則に定めるもののほか、男女平等センターの管理及び利用その他について必要な事項は、区長の定めるところによる。

（一部改正〔令和五年規則一八号〕）

附 則

1 この規則は、平成五年四月二十八日から施行する。

2 平成五年四月十三日からこの規則の施行日の前日までの間になされた申込みその他の

手続及び承認その他の決定は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成九年三月三十一日規則第九号）

この規則は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日規則第一五号）

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一四号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区立女性センター条例施行規則第五条の規定は、この規則の施行の日以後の申込みについて適用する。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の中央区立女性センター条例施行規則第四条及び第五条の規定によりなされた利用の申込みその他の手続及び承認は、なお、従前の例による。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 （前略）第十二条による改正前の中央区立女性センター条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成一七年六月一七日規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月二八日規則第一号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区立女性センター条例施行規則第四条の二、第六条の三、別表、第一号様式、第二号様式及び第二号の二様式の規定は、平成十八年六月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお、従前の例による。

附 則（平成一八年十一月三〇日規則第七七号）

この規則は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三十一日規則第一一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 （前略）第八条の規定による改正後の中央区立女性センター条例施行規則第六条の三第

一項第一号及び第二号（中略）（以下これらを「改正後の規定」という。）の公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項の特例社団法人又は特例財団法人（以下これらを「特例民法法人」という。）を含むものとする。

- 3 改正後の規定により使用料又は利用料金の額を減額し、又は免除して利用することを承認された特例民法法人が、利用当日において一般社団法人又は一般財団法人である場合は、当該一般社団法人又は一般財団法人は、前項の特例民法法人であるものとみなす。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報情報の保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・

精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成三〇年九月一〇日規則第四〇号）

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一二月二八日規則第七四号）

- 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）中央区立女性センター条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第一八号）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区立女性センター条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和五年九月二九日規則第五六号）抄

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

附 則（令和六年九月一〇日規則第五二号）抄

- 1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の中央区立晴海地域交流センター条例施行規則第十八条第二項、第二条の規定による改正後の中央区立産業会館条例施行規則（以下「新産業会館規

則」という。)第十三条の二、第三条の規定による改正後の中央区立ハイテクセンター条例施行規則第九条の二、第四条の規定による改正後の中央区立男女平等センター条例施行規則(以下「新男女平等センター規則」という。)第六条の五及び第五条の規定による改正後の中央区立環境情報センター条例施行規則(以下「新環境情報センター規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不来場について適用する。

- 5 新男女平等センター規則第四条から第五条の四まで及び新環境情報センター規則第五条の二の規定は、施行日以後になされる利用の予約及び利用の申込みについて適用し、施行日前になされた利用の予約及び利用の申込みについては、なお、従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、第四条の規定による改正前の中央区立男女平等センター条例施行規則(以下「旧男女平等センター規則」という。)第五条の二第一項に規定する利用の予約をしたもので、同条第二項各号に掲げる日が施行日以後であるものについては、新男女平等センター規則第五条第二項の利用予定者とみなして、新男女平等センター規則第五条の二及び第五条の四の規定を適用する。
- 7 第五項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正前の中央区立環境情報センター条例施行規則第五条の二第一項に規定する利用の予約をしたもので、同条第二項各号に掲げる日が施行日以後であるものについては、新環境情報センター規則第五条の二第二項の利用予定者とみなして、同条第四項の規定を適用する。
- 8 この規則の施行の際、旧男女平等センター規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表(第六条の二関係)

(追加〔平成九年規則九号〕、一部改正〔平成一二年規則一五号・一八年一号〕)

単位別	午前	午後	夜間	全日
種別	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
研修室一(洋室四十平方メートル)	一、六〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	五、四〇〇円
研修室二(洋室五十九平方メートル)	一、八〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	五、九〇〇円

研修室三（洋室 四十平方メート ル）	一、六〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	五、四〇〇円
研修室四（和室 十五畳）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	四、七〇〇円
視聴覚室（六十二 平方メートル）	二、一〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	六、九〇〇円
ワークルーム（百 九十二平方メート ル）	八、一〇〇円 (四、〇五〇円)	一〇、八〇〇円 (五、四〇〇円)	一〇、八〇〇円 (五、四〇〇円)	二六、七〇〇円 (一三、三五〇円)

備考

- 一 午前及び午後又は午後及び夜間と引き続いて利用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算額とする。
- 二 () 内の使用料は、登録団体がワークルームの二分の一を使用する場合に適用する。
- 三 使用料の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。

別記

第1号様式甲(第5条の2関係)

中央区立男女平等センター プーク21 利用申込書					
			年 月 日		
(宛先) 中央区長					
		住 所 申 込 者 団 体 名 氏 名 電 話 ()			
次のとおり利用を申し込みます。					
利用目的					
利用人員		名(女性 名、男性 名)			
利用区分	1	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	※ 円
	2	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	※ 円
	3	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	※ 円
団体代表者 氏 名 電 話 番 号		電 話 ()			
使 用 料 合 計 額					
※ 円					
備 考					

※欄は、記入しないでください。

決 定 欄	課長	係長	係員

第1号様式乙(第5条の2・第6条の3関係)

中央区立男女平等センター ブーケ21 利用申込書 兼施設使用料減免申請書					
(宛先) 中央区長			年 月 日		
			住 所		
			団 体 名		
			申 込 者 氏 名		
			電 話	()	
次のとおり利用を申し込みます。					
利用目的					
利用人員		名(女性 名、男性 名)			
利 用 区 分	1	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)		
		附帯設備		使用料	※ 円
	2	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)		
		附帯設備		使用料	※ 円
	3	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)		
		附帯設備		使用料	※ 円
団体代表者 氏 名 電 話 番 号		電話 ()			
減 免 申 請 理 由			使用料合計額	※ 円	
			減額(%)・免除	※ 円	
			合 計 金 額	※ 円	
備 考					

※欄は、記入しないでください。

決 定 欄	課長	係長	係員	上記のとおり決定することといたしたい。	条例第11条の2及び施行規則第6条の3第1項第 号の規定により100分の 相当額を減額、免除する。	台帳記載

第2号様式甲(第5条の4関係)

中央区立男女平等センター プール21 利用承認書 第 号 年 月 日 様 中央区長 印 次のとおり利用を承認します。					
利用目的					
利用人員		名(女性 名、男性 名)			
利用区分	1	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	円
	2	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	円
	3	利用日時	年 月 日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室)	視聴覚室	ワークルーム
		附帯設備		使用料	円
団体代表者 氏 名 電 話 番 号		電 話 ()			
領収書	右記金額を領収しました。 中央区金銭出納員 中央区収入事務受託者 印			使用料合計額 円	
	注意事項 1 区長印のないものは無効です。 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできません。 3 施設又は附帯設備に損害を与えたときは、利用者による賠償をしていただく場合があります。 4 利用が終了したときは、直ちに施設及び附帯設備を原状に回復してください。 5 利用時間には準備及び後片付けの時間が含まれます。 6 本書は、利用の際提示してください。				
備 考					

第2号様式乙(第5条の4関係)

中央区立男女平等センター プール21 利用承認書 第 号 年 月 日 様 中央区長 印 次のとおり利用を承認します。				
利用目的				
利用人員		名(女性 名、男性 名)		
利用区分	1	利用日時	年 月 日	利用区分 午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)	
		附帯設備		使用料 円
	2	利用日時	年 月 日	利用区分 午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)	
		附帯設備		使用料 円
	3	利用日時	年 月 日	利用区分 午前・午後・夜間・全日
		使用施設	研修室 1 2 3 4(和室) 視聴覚室 ワークルーム(全面・1/2)	
		附帯設備		使用料 円
団体代表者 氏 名 電 話 番 号		電 話 ()		
領収書	右記金額を領収しました。 中央区金銭出納員 中央区収入事務受託者 印		使用料合計額	円
			減額(%)・免除	△ 円
			合計金額	円
注意事項		1 区長印のないものは無効です。 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできません。 3 施設又は附帯設備に損害を与えたときは、利用者にその賠償をしていただく場合があります。 4 利用が終了したときは、直ちに施設及び附帯設備を原状に回復してください。 5 利用時間には準備及び後片付けの時間が含まれます。 6 本書は、利用の際提示してください。		
備考				

第2号の2様式 (第6条の4関係)

中央区立男女平等センター プーケ21 使用料還付請求書 年 月 日 (宛先) 中央区長 住 所 団体名 申込者 氏 名 電 話 ()			
承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
還付請求理由			
既納使用料	円		
還付請求額	円		
備 考			

第3号様式(第7条関係)

中央区立男女平等センター プーク21利用停止・承認取消通知書 第 号 年 月 日 様 中央区長 印 中央区立男女平等センター条例第14条の規定により、下記の利用を停止 利用の承認を取消 します。 記			
承認年月日		承認番号	第 号
利用施設			
利用日時	午前・午後 時 分から 年 月 日	午前 午後 夜間 全日	
利用区分	午前・午後 時 分まで	夜間 全日	
停止・取消事項			
停止・取消理由			
備考			

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式甲（第5条の2関係）

（一部改正〔令和5年規則18号・6年52号〕）

第1号様式乙（第5条の2・第6条の3関係）

（一部改正〔令和5年規則18号・6年52号〕）

第1号様式丙（第5条の2条関係）

（全部改正〔令和6年規則52号〕）

第2号様式甲（第5条の4関係）

（一部改正〔令和5年規則18号・6年52号〕）

第2号様式乙（第5条の4関係）

（一部改正〔令和5年規則18号・6年52号〕）

第2号様式丙（第5条の4関係）

（全部改正〔令和6年規則52号〕）

第2号の2様式（第6条の4関係）

（全部改正〔令和6年規則52号〕）

第3号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成28年規則7号・令和5年18号〕）